

議案第 6 5 号

松阪市立認定こども園条例の制定について

松阪市立認定こども園条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 20 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市立認定こども園条例

(設置)

第 1 条 小学校就学前子どもに対し、保育と幼児教育を実施することにより子育て家庭の支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）に基づき、法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（以下「こども園」という。）を設置する。

(名称、位置及び定員)

第 2 条 こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員（人）
松阪市立飯南ひまわりこども園	松阪市飯南町横野 839 番地	100
松阪市立飯南たんぽぽこども園	松阪市飯南町粥見 4018 番地	100
松阪市立やまなみこども園	松阪市飯高町宮前 112 番地	90

(入園の資格)

第 3 条 こども園に入園することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）

第 20 条第 1 項に規定する認定において、同法第 19 条第 1 項各号の事由による認定を受けた者

(2) 支援法第 28 条第 1 項第 1 号に規定する期間内において、緊急その他やむを得ない事由によりこども園に入園する必要があると市長が認めた者

2 前項に規定する者を入園させてなお利用定員に余裕のあるときに限り、市長はその範囲内において前項に規定する者以外の者をこども園に入園させることができる。

(入園の申込み)

第 4 条 こども園に入園を希望する教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者（支援法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）は、市長に入園の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。

(入園の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入園を不承諾又は保留する

ことができる。

(1) 利用定員に余裕がないとき。

(2) 保育上又は管理上不適當と認められるとき。

(利用者負担額の徴収)

第6条 市長は、第2条に規定するこども園において教育及び保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者から、松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（令和元年松阪市条例第●号）の規定に基づき、利用者負担額を徴収する。

(目的外使用の制限)

第7条 こども園の建物及び附属施設を教育・保育以外の目的で使用しようとする者は、事前に市長の許可を受けなければならない。ただし、公安又は風俗を害するおそれ等があると市長が認めるときは、その使用を許可しない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 こども園に係る入園の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる保育園に在籍しており、施行日において法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであるものは、施行日においてそれぞれ同表右欄に掲げるこども園に入園したものとみなす。ただし、右欄に掲げるこども園への入園を希望しない者については、この限りでない。

松阪市立飯南ひまわり保育園	松阪市立飯南ひまわりこども園
松阪市立飯南たんぽぽ保育園	松阪市立飯南たんぽぽこども園
松阪市立やまなみ保育園	松阪市立やまなみこども園